

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業業務委託仕様書

1 業務名

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業業務委託

2 業務の目的

通常公開されていない国指定特別史跡本居宣長旧宅にある鈴屋の限定公開、国指定重要文化財であり県指定史跡及び名勝でもある旧長谷川治郎兵衛家の大正座敷と庭園の特別公開を、国指定史跡松坂城跡等でのライトアップイベントに併せ、松阪市では初めてとなるナイトミュージアムとして実施する。

これにより、観光客特に外国人観光客への松阪市の認知を向上させるとともに、観光客の滞在時間の延長と宿泊を促すことを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）

4 概要

(1) 主 催

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業実行委員会

(2) 時 期

令和6年2月1日（木）～2月4日（日） 各日17時～21時まで（最終入場20時30分）

(3) 目標参加者数

16,000人

(4) 場 所

松坂城跡を中心とした市街地エリア一帯

※資料1（エリア図）参照

(5) 入場条件

次の会場は有料とし、チケット購入等により入場できるものとする。

①本居宣長記念館・本居宣長旧宅（鈴屋）

②旧長谷川治郎兵衛家

③原田二郎旧宅

④松坂城跡（松阪市立歴史民俗資料館（2階 小津安二郎松阪記念館）への入場含む）

(6) 業務内容

①催事等の企画

②設備等の設置・撤去

③催事全体の管理・運営

④広報・宣伝

(7) 入場料（チケット）の取扱い

①入場料は大人1名あたり800円程度とすること。（入場料を上乗せするときは、実行委員会と協議をすること。）

- ② 6歳以上18歳以下の入場料は大人の半額程度とすること。5歳以下は無料とすること。
- ③ 障がい者は無料（介助者の方1名無料）とすること。この場合、窓口での障害者手帳の提示や障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の画面表示により確認すること。
- ④ 受注者は収納したチケット販売収入の総額から20%を手数料として差し引いたうえで、残額を実行委員会に納付すること。

5 業務内容及び仕様

(1) 催事等の企画

- ① 松坂城跡での夜間の集客イベント（例：プロジェクションマッピングやライトアップ、本丸での音楽イベント等）に併せ、本居宣長記念館・本居宣長旧宅（鈴屋）、松阪市立歴史民俗資料館（2階 小津安二郎松阪記念館）、旧長谷川治郎兵衛家大正座敷及び庭園、原田二郎旧宅（以下「文化財施設等」という。）でナイトミュージアムを企画することでナイトタイムエコノミーを意識した観光コンテンツの磨き上げにつなげること。
- ② ナイトタイムエコノミーを意識し、観光客や宿泊客をナイトミュージアム会場へ誘導するため、JR 松阪駅前からの動線上にある驛鈴モニュメントや日野町交差点ポケットパーク、本町交差点豪商ポケットパーク（以下「誘導スポット等」という。）でのライトアップを企画すること。
- ③ 旧長谷川治郎兵衛家大正座敷及び庭園、原田二郎旧宅は、ナイトミュージアムと併せ施設内のライトアップを企画すること。
- ④ 本居宣長記念館・本居宣長旧宅（鈴屋）への通路にあたる桜松閣前の庭園については、ナイトミュージアム会場への誘導を考慮したライトアップを企画すること。また、本居宣長記念館・本居宣長旧宅（鈴屋）の照明設備が十分でないことから、来場者が安全に見学できるように施設を確認の上、照明について提案に含めること。
- ⑤ ライトアップでは、色や光に変化を持たせるなどナイトタイムエコノミーを楽しめるよう工夫を施すこと。また、ナイトミュージアムは幻想的な空間を演出し昼間とは違った魅力を創出すること。
- ⑥ 会場全体を通して、入場者や観光客等が進んで写真を撮影し SNS 等により発信できるよう、魅力的な内容を検討すること。
- ⑦ 松坂城跡や文化財施設等においては文化財保護に努めること。
- ⑧ BGM を流す場合、音量等は周辺住民等の迷惑とならないよう配慮すること。
- ⑨ 照明演出及び装飾にあたり、演出責任者を配置し全体の演出を行うこと。
- ⑩ 入場者へのおもてなしとして、実行委員会と協議のうえ物販や飲食物等の販売を企画実施することを可能とする。この場合、企画の実施に関する許可や費用等は受注者が負担すること。なお、実行委員会として、松坂城跡や各施設での物販や飲食物等の販売を実施する予定である。
- ⑪ イベントの企画全般において、実行委員会との事前調整を行うこと。特に施設管理者及び事業実施区域の観光・商工関係団体との意見交換を行い反映できるところは極力反映すること。
- ⑫ 市が保有するライトアップに必要な設備機材は無償で貸与することができる。この場合、受注者は貸与品と調達品を仕分け、イベント終了後貸与品は市へ返還すること。なお、使用機材の取り扱いには充分注意し、毀損の場合は、同等品を納入すること。

※資料2（貸与備品）参照

- ⑬ 催事等の企画内容により、イベントの広報・宣伝に用いることを想定して、イベント名と副題を

検討し提案すること。また、その提案については、実行委員会との協議において、修正にも応じること。

(2) 展示物等の設置撤去

- ①松坂城跡や文化財施設等及び誘導スポット等（以下「事業実施施設」という。）での照明及び装飾の設置作業を行い、イベント期間終了後、速やかに照明及び装飾を撤去し、現状復旧を行うこと。設置にあたり、必要な照明及び装飾は受注者で手配すること。
- ②各種看板（イベント告知看板、案内看板や会場への誘導看板、飲食物持ち込み禁止などの注意表示看板など）の制作の他、イベント運営に必要な備品等の設置及び撤去を行うこと。
- ③悪天候の場合は、事前に対策を行うこと。なお、雨天時のイベント開催については、その可否について実行委員会と協議すること。
- ④事業実施施設については、文化財保護等の観点から現状の変更には制限があるため、現状の施設に影響を及ぼす行為や土地の掘削を行わないことを前提とした計画とすること。
- ⑤事業実施施設の電力は、それぞれの施設に設置されたコンセント等からの電力を利用できるものとする。この場合、事業実施に要する電気代は経費に含まないものとする。詳細については実行委員会と事前協議すること。また、施設の電力では不足する場合は、受注者において別途電源を確保すること。

※資料3（各施設の電源状況）参照

(3) 催事全体の管理・運営

- ①松坂城跡はイベント期間中、17時から21時までクローズとすること。
- ②事業実施施設でのイベントの管理・運営における詳細事項について、施設管理者と事前調整を行うこと。
- ③事業実施施設の機材機器の管理スタッフ等、全ての運営業務を受注者が担うこととし、必要な人員は受注者が配置すること。
- ④松坂城跡の場内整理、受付、チケット販売、機材機器の管理スタッフ等、全ての運営業務を受注者が担うこととし、必要な人員は受注者が配置すること。
- ⑤イベント期間中の灯りの点灯及び消灯を行うこと。ただし、事業実施施設については、点灯及び消灯等必要事項について予め施設管理者と調整すること。
- ⑥実行委員会と協議のうえ、開幕日の前日までにプレ点灯を行うこと。この際、管理・運営に必要なスタッフを配置し、イベント開始後の会場運営や混雑時の受付対応等を想定したシミュレーションを行うとともに必要な対策を講じること。
- ⑦開幕日に点灯セレモニーを行うこととし、必要な機材、看板類及びスタッフ等を手配のうえ円滑な進行を行うこと。
- ⑧松坂城跡や文化財施設等については、文化財保護の観点及び石垣などの危険箇所が存在することから、場内整理や誘導に十分な警備員を配置すること。配置箇所については、実行委員会と協議すること。
- ⑨常設駐車場として松阪市駐車場を充てるが、一般利用者との併用となるため双方の円滑な利用とトラブル防止を徹底すること。また、多くの観光客が車で来場されることを想定し、臨時駐車場を以下のとおり開設すること。この場合、駐車場へ円滑に誘導するため各所に警備員を配置すること。配置箇所については、実行委員会と協議すること。
 - ・松阪公園グラウンド（竹輝銅庵CHIKKIDOUANモーモースタジアム）

- ・殿町中学校グラウンド
- ・第一小学校グラウンド

- ⑩松阪公園グラウンドと殿町中学校グラウンドは、準備等のため17時30分から借用できるが、駐車場としての利用開始時間は18時からとすること。
- ⑪第一小学校グラウンドは、準備等のため16時00分から借用できるが、駐車場としての利用開始時間は16時30時からとすること。
- ⑫臨時駐車場内（第一小学校は除く。）のスムーズな誘導整理による混雑緩和を図るため、照明器具を設置すること。設置にあたり必要な照明は受注者で手配すること。
- ⑬会場外（駐車場の混雑整理、駐車場から会場までの誘導、会場までの動線上の横断歩道や工事等に係る危険箇所等）においても、必要に応じ警備員や照明器具を配置すること。配置箇所については、実行委員会と協議すること。
- ⑭イベント実施時間中の照明の不具合等に迅速に対応できる体制をとること。
- ⑮イベント全般の管理運営を担う総括責任者を配置すること。

(4) チケットの販売

- ①チケットは、事前購入可能な電子チケットの販売と当日のキャッシュレス決済及び現金決済による販売に対応すること。
- ②イベント当日は、松坂城跡では施設クローズ後入口付近2ヶ所及び旧長谷川治郎兵衛家、原田二郎旧宅でチケットの販売を行うこと。販売場所については、各施設と事前調整を行うこと。
- ③チケットの販売は、すべて受注者が行うものとし、現金を取り扱う受付等の人員は常時2名以上配置するなど、円滑に販売できる体制を構築すること。
- ④チケットは上記に示す販売の他、例えば旅行事業者が旅行造成時に行う引き換え方式などにも対応すること。この場合、事前に実行委員会と協議すること。
- ⑤チケットは大人1人800円程度で、6歳以上18歳以下は半額程度で販売し、松坂城跡への入場（松阪市立歴史民俗資料館（2階 小津安二郎松阪記念館）への入館を含む）や本居宣長記念館・本居宣長旧宅（鈴屋）、旧長谷川治郎兵衛家、原田二郎旧宅へ入館できるものとする。ただし、5歳以下、障がい者は無料（介助者の方1名無料）とする。
- ⑥イベント期間中は現金の管理を徹底すること。なお、イベント終了後速やかにチケット販売で得た収入は実行委員会に納入すること。
- ⑦チケット販売収入は、販売額の20%を受注者に還元するものとする。
- ⑧チケットは受注者で作成し、必要枚数を確保すること。なお、チケットは松阪の魅力を創造したデザインとすること。
- ⑨チケット販売等に関する各種問い合わせへの対応を行うこと。
- ⑩入場者数の集計は毎日行い、翌日の正午までに実行委員会へ報告すること。

(5) 広報・宣伝

- ①受注者はイベント全体の広報・宣伝等を行うこと。また、広報・宣伝にあたっては、インバウンド対応を考慮したものとする。
- ②広報・宣伝にあたっては、10月中旬に予定する市長定例記者会見での開催発表（メインビジュアルやイベント名、日時、場所等の発表を想定。）、11月下旬に予定するイベント詳細発表（チケット販売等も含む。）を中心に効果的に実施すること。
- ③本業務の周知用のチラシ及びポスターをデザインし、印刷すること。なお、完成データはpdf

形式及び編集可能な形式（Adobe illustrator形式等）のデータを外部媒体（CD-R等）で納品すること。

- ・チラシのデザイン及び印刷（A4両面） …… 30,000枚以上
- ・ポスターのデザイン及び印刷（B1） …… 100枚以上
- ・ポスターのデザイン及び印刷（B2） …… 500枚以上

ポスター及びチラシは11月中旬までに、各データも併せ実行委員会に納品すること。

- ④ホームページやSNSによる情報発信（松阪市及び実行委員会が行うものを除く）
- ⑤その他、イベントの周知に効果的な制作物や情報発信・プロモーション等についても、企画内容や用途等を提案すること。
- ⑥広報・宣伝にかかる費用は、全体事業費の10%以内として提案すること。

（6）効果検証等の調査

本業務は観光庁の「観光再始動事業」の採択を受け実施することから、「事業実施マニュアル」や「調査・アンケートの手引き」を確認し、会場において入場者を対象としたアンケートを実施すること。その際は、回収率を高める工夫をすること。また、アンケートはデジタルツールを用いることとし、入場者のデータ収集及び分析が可能な仕組みとすること。アンケートは10問程度とし、「調査・アンケートの手引き」等に則したものとすること。

（7）その他

本業務は、前項に記載のとおり観光庁の「観光再始動事業」の採択を受け実施することから、実行委員会が補助事業者として実施する事業進捗報告などの資料作成や報告業務への支援を実施すること。

6 業務委託に係る留意事項

（1）知的財産権等

- ①委託事業の実施に伴う知的財産権等の権利は、全て実行委員会に帰属するものとする。
- ②この業務における成果品及び業務中に作成した資料に発生する所有権、著作権、利用権はすべて実行委員会に帰属するものとする。ただし、受注者の行使につき実行委員会の承諾または合意を得た場合はこの限りではない。
成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。
- ③この業務の遂行上知り得た情報等は、実行委員会に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。

（2）連絡調整等

受注者は、実行委員会の求めにより、業務の進捗状況等について都度報告を行うこととする。

（3）各種申請等

イベントの実施にあたり必要な資格、認証、許可、届出等の所要の手続きは、受注者の責任において、随時行うこと。なお取得した許可証等は、写しを実行委員会に提出すること。申請に伴う経費は費用に含めるものとする。

（4）その他

- ①受注者は、関係法令を遵守すること。
- ②受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- ③受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ実行委員会に紙面により報告し、実行委員会の承諾を得ること。なお、企画提案時の業務実施体制図に記載された業者は、実行委員会の承諾を得たものとみなす。
- ④実行委員会との打ち合わせは、業務の推進上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- ⑤責任者を明確にし、連絡体制を事前に明示すること。なお、総括責任者は演出責任者と同一人とする可とするが、業務に支障がない体制を取ること。
- ⑥受注者は、入場者等が補償の対象となるイベント保険に加入し、開幕日の1か月前までに加入内容の分かる資料を実行委員会へ提出すること。
- ⑦施設管理者や関係者と十分に連絡調整を行うとともに、必要な人材の確保、円滑な業務管理、納期厳守を徹底すること。

7 提出書類

実行委員会と企画の協議が整い次第、速やかに企画書（会場レイアウトを含む）を実行委員会へ提出し、委託業務が完了したときは以下の書類を合わせて実行委員会へ提出すること。いずれもデータにより提出すること。

- ・事業報告書（事業評価、アンケート分析を含む）
- ・収支報告書（チケット販売を整理し作成すること）
- ・記録写真（データにより提出すること）

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、事業完了後に実行委員会が検査を行い、全ての成果品及び関係書類等が納品され、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受注者に対して支払うこととする。

なお、主催者の責に帰さない理由によりイベントが中止となった場合は、中止となった時点までに要した経費を支払うものとする。

9 補助事業実施マニュアル等の遵守

本業務は、観光庁の「観光再始動事業」（令和5年度（令和4年度第2次補正予算））の採択を受け実施することから、実行委員会から提供する「事業実施計画」や「事業実施マニュアル」等をよく確認し遵守すること。

なお、「事業実施計画」や「事業実施マニュアル」等については、本プロポーザル参加申込を提出した者に対し事務局より電子データにて提供する。

10 労働関係法令等の遵守

本契約における業務に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険等の関係法令を遵守すること。

11 その他

本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、実行委員会と受注者において別途協議の上、対応するものとする。

【事務担当】

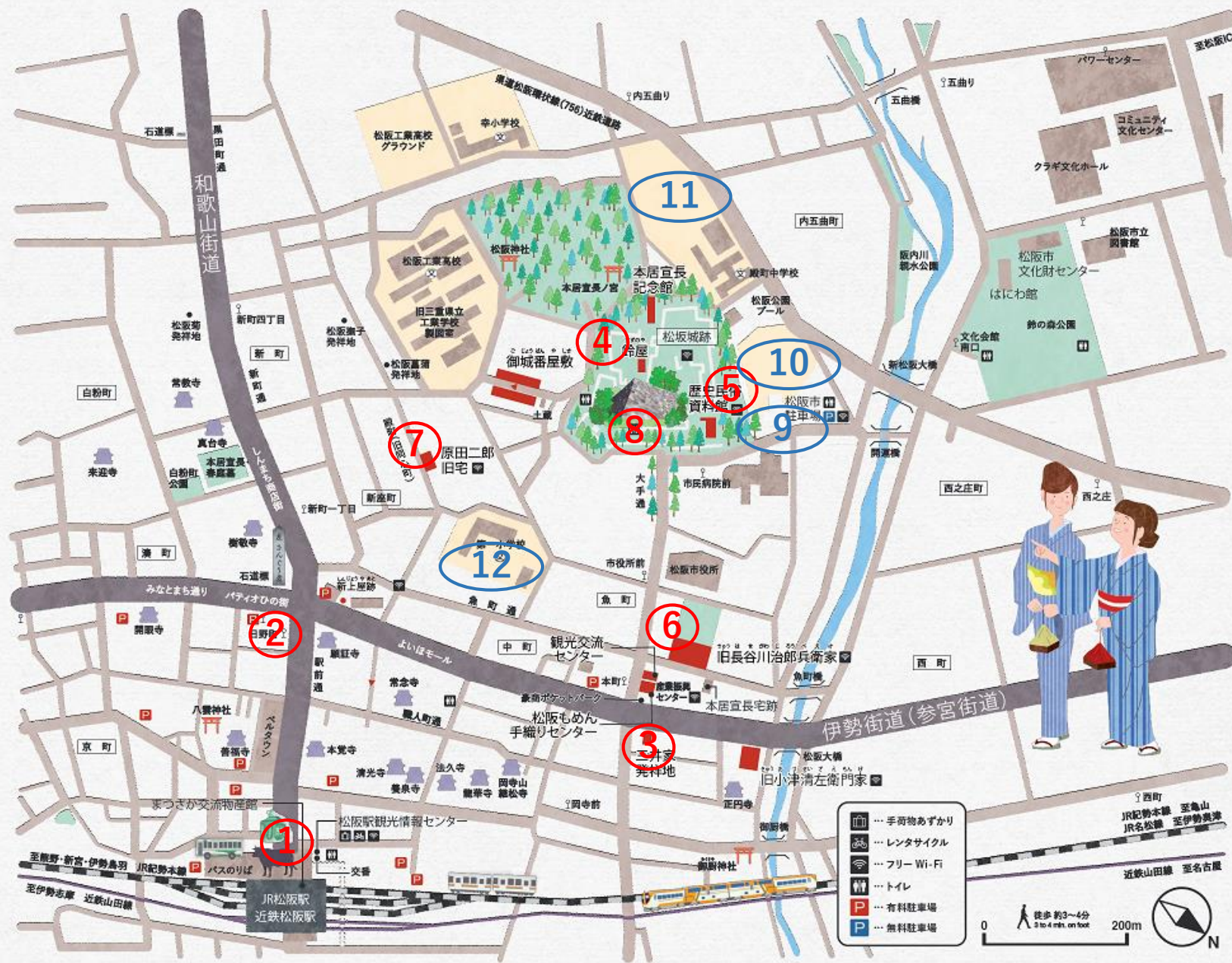
松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業実行委員会事務局

徳田、渡辺、廣本、米本

(松阪市観光交流課) TEL (0598) 53-4196

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業

(資料1)



=事業対象施設 (必須) =

- **ライトアップ (誘導)**
 - ① 驛鈴モニュメント
 - ② 日野町交差点ポケットパーク
 - ③ 本町交差点ポケットパーク
- **ナイトミュージアム**
 - ④ 本居宣長記念館・本居宣長旧宅 (鈴屋)
 - ⑤ 松阪市立歴史民俗資料館 (2階 小津安二郎松阪記念館)
 - ⑥ 旧長谷川治郎兵衛家及び庭園
 - ⑦ 原田二郎旧宅
- **ライトアップ (施設内)**
 - ⑥ 旧長谷川治郎兵衛家及び庭園
 - ⑦ 原田二郎旧宅
- **プロジェクションマッピング・ライトアップ**
 - ⑧ 松坂城跡

= 駐車場及び臨時駐車場 (予定) =









- **常設駐車場**
 - ⑨ 松阪市駐車場
- **臨時駐車場**
 - ⑩ 松阪公園グラウンド (竹輝銅庵 CHIKKIDOUANモーモースタジアム)
 - ⑪ 殿町中学校
 - ⑫ 第一小学校

公募プロポーザル貸出備品一覧表

(資料2)

番号	名前	電力	個数	写真	その他(発光色など)
1	LEDライト(小)	50W	1		昼光色
2	LEDライト(中)	100W	14		光原色: RGB
3	LEDライト(大)	200W	1		光原色: RGB
4	ハロゲン投光器	1000W	16		
5	LEDライト(小)	40W	3		配光角度105度

6	LEDライト(中)	75W	3		配光角度105度
7	LEDライト(大)	215W	3		昼白色 配光角度65° × 120°
8	LED投光器	50W	2		光原色：RGB
9	スポットライト型 プロジェクター	240W	1		
10	液晶プロジェクター	420W	1		
11	石型ライト		70		

12	円柱ライト		40		
13	ソーラーレーザーライト		2		
14	ガーデンレーザーライト	5W	2		
15	LED足元灯		8		
16	「対い鶴家紋」照明	50W	1		
17	「豪商のまち松阪」照明	20W	1		

各施設の電源状況

(資料3)

番号	施設名	住所	電源口	備考
1	驛鈴モニュメント (JR松阪駅前)	松阪市京町一区43番地1	60A:1口	驛鈴を照らすライトアップ設備あり
2	日野町交差点ポケットパーク	松阪市日野町	50A:2口	電源はあるが、使用にあたっては、所有者との協議が必要
3	本町交差点ポケットパーク (豪商ポケットパーク)	松阪市本町2176番地10	30A:1口	
4	本居宣長旧宅 鈴屋	松阪市殿町1536番地7 (松阪公園内)	15A:1口	施設維持用の電源のみ
5	本居宣長記念館	松阪市殿町1536番地7 (松阪公園内)	20A:2口	展示室の照明が使用不可
6	松阪市立歴史民俗資料館	松阪市殿町1539番地 (松阪公園内)	50A:1口	
7	旧長谷川治郎兵衛家	松阪市魚町1653番地	50A:1口 40A:1口	
8	原田二郎旧宅	松阪市殿町1290番地	40A:1口	
9	松坂城跡(松阪公園)	松阪市殿町1539番地	未確認	公園外灯を調整できる可能性あり

※各施設とも使用に関しては、所有者・管理者との協議が必要。

※電源がある施設であっても施設維持の電源であり、全てを使用することはできない。